

(第59回定時株主総会招集ご通知提供書面)

第 59 期 報 告 書

(自 2015年4月1日)
(至 2016年3月31日)

事 業 報 告
連 結 財 政 状 態 計 算 書
連 結 損 益 計 算 書
連 結 持 分 変 動 計 算 書
〔個別〕貸 借 対 照 表
〔個別〕損 益 計 算 書
〔個別〕株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査委員会の監査報告書謄本

日立キャピタル株式会社

証券コード：8586

事業報告（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

I 当社グループの現況に関する事項

国際財務報告基準（IFRS）の適用について

当社グループは、従来の日本基準に替えて、当期から国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。後述の当期の業績における「前年同期比」については、IFRSに準拠して作成した連結計算書類の前期の各業績との比較を記載しております。

1. 当社グループの事業の経過及びその成果

(1) 当期における事業環境

当期の世界経済は、米国ならびに英国での経済成長が堅調に推移した一方で、中国やASEANにおける経済成長の減速や、各地での地政学的リスクが顕在化するなど、不透明感が継続いたしました。日本では、円高基調にあることや、グローバル各地域における事業環境が不安定なこと等から、景気回復が弱含んでいる一方で、金融緩和や経済政策、原油安等により、企業収益改善の兆しも見られました。

(2) 当期における施策

当社グループは、当期までの「中期経営計画」において、「トランスフォーメーション」による事業構造改革を通じ、“勝てる経営体質”への転換を進めてまいりました。日本・グローバル4極（欧州、米州、中国、ASEAN）の地域戦略に加え、グループ共通のサービス事業戦略（日立グループ連携、ビークルソリューション、アカウントソリューション）により、成長戦略の実現をめざすとともに、健全な財務体質の維持、業務品質の向上、リスクマネジメントの高度化、“人財”育成、コスト構造改革等、経営基盤の強化を図ってまいりました。

当期において、日本事業では、注力6分野（社会インフラ、環境・再生可能エネルギー、ベンダーファイナンス、オートリース、ヘルスケア、アグリ）を中心にリソースのシフトを図るとともに、顧客起点のアカウント営業強化に向け、日立グループをはじめとしたパートナーとの連携強化を推進いたしました。

また、収益性の低下した消費者向け事業等の縮小を進める等、取捨選択による事業性向上を追求してまいりました。社会インフラ分野では、東日本大震災からの復興や地方創生への取り組みとして、本年4月に、宮城県において東松島地域活性化施設「Harappa (はらっぱ)」をオープンいたしました。環境・再生可能エネルギー分野では、日立グループのエネルギーソリューション事業拡大をめざし、2015年9月に西部ガス株式会社、株式会社日立製作所と共同で風力発電事業を実施することに合意したほか、本年4月には岡山県にて36MWメガソーラー発電システムの着工を開始いたしました。アグリ分野では、日本における農業の規制改革や6次産業化などを見据え、2015年8月に国内大手の農業生産法人である株式会社西部開発農産と、農業事業開発に関する業務協定を締結いたしました。

一方で、グローバル事業では、4極での成長戦略推進とガバナンス強化による“規律あるグローバル展開”を図ってまいりました。欧州及び米州では、英国の消費者向け・法人向け事業の拡大や、ビークルソリューション事業のポーランド、カナダ等への展開を推進いたしました。中長期的な成長が見込めるASEANでは、シンガポールの地域統括会社を中心に、ガバナンス強化や事業強化を推進し、インドネシアでは建物リース等の法人向け事業を本格化したほか、2015年8月にはマレーシアでの成長と事業拡大を視野に、クアラルンプール経済地域に支店を新設いたしました。

(3) 当期の業績

当期は、米州を中心にグローバル事業が拡大したこと等により、売上収益は前年同期比2.5%増の3,653億54百万円、売上総利益は同8.9%増の1,300億14百万円となりました。税引前当期利益は、日本事業における事業構造改革推進や、グローバル事業の拡大等により、同31.1%増の466億67百万円となりました。これらの結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は同35.4%増の326億94百万円となりました。

当期の業績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

(アカウントソリューション)

アカウントソリューションの売上収益は、注力分野及び基盤事業が堅調に推移したこと等により、前年同期比4.7%増の1,969億67百万円となりました。

税引前当期利益は、売上収益が増加したことや、事業構造改革推進の効果等により、同30.3%増の193億88百万円となりました。

(ベンダーソリューション)

ベンダーソリューションの売上収益は、営業資産残高が減少したこと等により、前年同期比6.9%減の194億21百万円となりました。

税引前当期利益は、売上収益の減少やIT関連コスト等により、同26.7%減の25億57百万円となりました。

(欧州)

欧州の売上収益は、英国での取扱高が堅調に推移したものの、前年同期比1.8%減の978億14百万円となりました。

税引前当期利益は、消費者向け事業の拡大等により、同17.2%増の173億98百万円となりました。

(米州)

米州の売上収益は、米国及びカナダでのビークルソリューション事業やファクタリング事業が好調に推移したこと等により、前年同期比47.8%増の128億23百万円となりました。

税引前当期利益は、売上収益の増加等により、同59.1%増の35億34百万円となりました。

(中国)

中国の売上収益は、中国でのリース事業や香港でのファイナンス事業が堅調だったこと等により、前年同期比7.1%増の169億84百万円となりました。

税引前当期利益は、売上収益の増加や貸倒費用の縮減等により、同28.5%増の71億93百万円となりました。

(ASEAN)

ASEANの売上収益は、シンガポール、タイ、マレーシアが増収となったことにより、前年同期比8.5%増の119億82百万円となりました。

税引前当期利益は、売上収益が増加したことや、その他の費用の減少等から、同748.3%増の2億45百万円となりました。

2. 当社グループの主要な事業内容（2016年3月31日現在）

当社グループは、事業者並びに消費者等に対して金融サービスの提供を行っており、事業別の概要は、次のとおりであります。

事業区分	概要	2015年度 売上収益 構成比
アカウントソリューション （日本事業）	<p>顧客の多様なニーズに対し、当社グループのリース、保険、信託等の機能の組み合わせや、日立グループとの連携により提供する金融サービスであります。</p> <p><同事業の当社子会社> 沖縄日立キャピタル(株) 日立キャピタルオートリース(株) 積水リース(株) 日立キャピタル損害保険(株) 日立キャピタルコミュニティ(株) 日立キャピタル信託(株) ファイナンシャルブリッジ(株) 日立グリーンエナジー(有) 日立ウィンドパワー(株) 日立サステナブルエナジー(株)</p>	55.3%
ベンダーソリューション （日本事業）	<p>提携ベンダーの販売促進等のニーズに対し、当社グループのリースや割賦等を提供する金融サービスであります。</p> <p><同事業の当社子会社> 日立キャピタルNBL(株)</p>	5.5%

事業区分	概要	2015年度 売上収益 構成比
(グローバル事業)	各地域における顧客ならびにベンダーのニーズに応じた幅広い金融サービスや、日立グループとの連携により提供する金融サービスであります。	—
欧州	<同事業の当社子会社> Hitachi Capital (UK) PLC Hitachi Capital Vehicle Solutions Ltd. HCIE Limited Hitachi Capital Polska Sp. z o.o.	27.5%
米州	<同事業の当社子会社> Hitachi Capital America Corp. Hitachi Capital Canada Corp. CLE Canadian Leasing Enterprises Ltd. CLE Leasing Enterprise Ltd. 他2社	3.6%
中国	<同事業の当社子会社> Hitachi Capital (Hong Kong) Ltd. 日立租賃(中国)有限公司 日立商業保理(中国)有限公司	4.8%
ASEAN	<同事業の当社子会社> Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd. Hitachi Capital (Thailand) Co., Ltd. Hitachi Capital Malaysia Sdn. Bhd. PT. Arthaasia Finance PT. Hitachi Capital Finance Indonesia 他1社	3.3%

3. 当社グループの販売の状況

(1) 取扱高

事業区分	2015年度 (当期)	対前期増減率
アカウントソリューション	1,059,603百万円	0.9%
ベンダーソリューション	134,464	2.3
欧州	528,447	7.6
米州	234,210	47.8
中国	236,482	18.5
ASEAN	86,451	16.8
小計	2,279,659	8.3
その他又は消去等	10,497	—
合計	2,290,156	8.1

(2) 売上収益

事業区分	2015年度 (当期)	対前期増減率
アカウントソリューション	196,967百万円	4.7%
ベンダーソリューション	19,421	△6.9
欧州	97,814	△1.8
米州	12,823	47.8
中国	16,984	7.1
ASEAN	11,982	8.5
小計	355,994	3.4
その他又は消去等	9,360	—
合計	365,354	2.5

4. 当社グループの資金調達の様況及び設備投資の様況

当社グループの資金調達につきましては、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しております。

発行会社	銘柄・種類	発行額
当社	第58回 無担保社債	10,000百万円
当社	第59回 無担保社債	30,000百万円
当社	第60回 無担保社債	30,000百万円
Hitachi Capital (UK) PLC	ミディアム・ターム・ノート	234,412千英ポンド
Hitachi Capital America Corp.	ミディアム・ターム・ノート	30,000千米ドル
Hitachi Capital (Hong Kong) Ltd.	第3回 香港ドル建社債	300,000千香港ドル

(注) Hitachi Capital (UK) PLC発行のミディアム・ターム・ノートの発行代り金は、外貨で発行した場合でも、通貨スワップにより英ポンドに転換されていることから、発行額は英ポンドにて表記しております。

不測の事態に備えた流動性確保の施策として、平成28年3月31日に取引金融機関3行と総額50,000百万円のグローバルコミットメントライン契約を締結、外貨を含めた流動性の補完機能拡充を図っております。

また、当期におきましては、特記すべき設備投資はありませんでした。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当ありません。

6. 他会社の事業の譲受けの状況

該当ありません。

7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ありません。

8. 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当ありません。

9. 当社グループの財産及び損益の状況

(1) 当社グループ

《IFRS》

区 分	2013年度 (第57期)	2014年度 (第58期)	2015年度 (第59期・当期)
売 上 収 益	342,675百万円	356,291百万円	365,354百万円
税引前当期利益	33,171百万円	35,598百万円	46,667百万円
親会社の所有者に 帰属する当期利益	21,547百万円	24,140百万円	32,694百万円
1株当たり当期利益	184.35円	206.53円	279.71円
総 資 産	2,619,108百万円	2,952,471百万円	3,081,201百万円

(注) 2015年度(第59期・当期)より、会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考として2013年度(第57期)、2014年度(第58期)のIFRSに準拠した諸数値を記載しております。

《日本基準》

区 分	2012年度 (第56期)	2013年度 (第57期)	2014年度 (第58期)
営 業 収 益	103,304百万円	127,979百万円	143,341百万円
営 業 利 益	25,620百万円	32,598百万円	38,349百万円
経 常 利 益	27,401百万円	33,619百万円	39,835百万円
当 期 純 利 益	16,546百万円	22,195百万円	24,507百万円
1株当たり当期純利益	141.56円	189.89円	209.67円
総 資 産	1,891,431百万円	2,390,601百万円	2,744,460百万円

(2) 当社
《日本基準》

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度 (当期)
営 業 収 益	52,600百万円	51,778百万円	48,663百万円	47,194百万円
営 業 利 益	13,800百万円	16,013百万円	14,735百万円	16,084百万円
経 常 利 益	13,860百万円	16,033百万円	14,703百万円	16,032百万円
当 期 純 利 益	8,734百万円	8,982百万円	8,497百万円	12,077百万円
1株当たり当期純利益	74.72円	76.85円	72.70円	103.33円
総 資 産	1,247,364百万円	1,399,154百万円	1,411,597百万円	1,463,558百万円

10. 当社グループの対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、米国ならびに英国における緩やかな成長持続が見られる一方で、中国やASEAN等における経済成長の減速や、英国のEU離脱問題や各地での地政学的リスクの高まり等、予断を許さない状況が続いております。日本では、マイナス金利導入等の金融緩和や政府による成長支援策等が実施される一方で、グローバル各地域における事業環境が不安定なことから、企業収益の改善や設備投資の拡大における先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境において、当社は「経営環境の変化に左右されない“強み(らしさ)”」を追求し、社会が必要としている価値を創造し提供し続けられる「社会価値創造企業」をめざしてまいります。

11. 当社グループの主要な事業所の状況 (2016年3月31日現在)

(1) 当社

事業所	所在地
本社	東京都港区
営業統括本部	東京都港区
財務ソリューション事業本部	東京都港区

(注) 2016年4月1日をもって職制改正を行い、下記の体制となりました。
本社、営業統括本部、経営基盤強化統括本部

(2) 当社グループ

当社グループ会社及びその所在地は、「13. 重要な親会社及び子会社の状況

(2) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

12. 当社グループの従業員の状況 (2016年3月31日現在)

(1) 当社グループ

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
国 内	2,695名	△263名
海 外	2,447	8
合 計	5,142	△255

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員を含んでおります。
2. 上記のほか、臨時従業員1,003名（期中平均）がおります。

(2) 当社

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	900名	△70名	45.1歳	19.5年
女 子	319	6	40.3	14.9
合 計	1,219	△64	43.8	18.3

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員を含んでおります。
2. 上記のほか、臨時従業員186名（期中平均）がおります。
3. グループ会社から当社に転入した者のグループ会社における勤続年数は、上記平均勤続年数に含んでおります。

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社日立製作所（東京都千代田区所在、資本金4,587億90百万円）であり、当期末現在、当社株式を68,378千株、当社議決権の58.51%（間接所有を含めると60.61%）を所有しております。当期において当社は、親会社から主としてリース物件となる業務用機械等を375億83百万円購入するとともに、親会社に対して製造設備・産業機器のリース等を行っており、その取引額は65億28百万円であります。この他、期末日現在において、同社のキャッシュ・マネジメント・システム（資金集中取引）を利用した預け金1,148億46百万円があります。

(2) 重要な子会社の状況 (2016年3月31日現在)

	会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
1	沖縄日立キャピタル株式会社	沖縄県那覇市	30百万円	100.00%	総合リース業、自動車のリース及びクレジット
2	日立キャピタル債権回収株式会社	東京都港区	500百万円	100.00%	サービサー法に基づく特定金銭債権の管理回収・債権買取
3	日立キャピタルサービス株式会社	東京都港区	130百万円	100.00%	リース物件の管理業務の代行、中古資産引取・リサイクル、TVレンタル
4	日立キャピタルオートリース株式会社	東京都港区	300百万円	51.00%	自動車リース及び車両管理に関わる事業
5	日立トリプルウィン株式会社	東京都港区	50百万円	100.00%	給与計算、経理出納業務等のアウトソーシングサービス及び公金債権回収サービス
6	積水リース株式会社	大阪府 大阪市中央区	100百万円	90.00%	総合リース業、各種ローン業
7	日立キャピタル損害保険株式会社	東京都千代田区	6,200百万円	79.36%	損害保険業、他の保険会社の保険業務の代理又は事務の代行
8	日立キャピタルコミュニティ株式会社	神奈川県綾瀬市	80百万円	100.00%	商業・住宅施設の開発・運営・管理
9	日立キャピタル信託株式会社	東京都港区	1,000百万円	100.00%	金銭債権・動産・金銭・有価証券・不動産等の信託、財産の管理業務、信託受益権の売買等業務
10	ファイナンシャルブリッジ株式会社	東京都品川区	50百万円	100.00%	「一括決済システム」業務のアウトソーシングサービス
11	第一信用保証株式会社	東京都港区	10百万円	100.00%	個人金融に係る信用保証
12	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区	10,000百万円	100.00%	総合リース業

	会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業の内容
13	日立グリーンエナジー株式会社	東京都港区	3百万円	100.00%	自然エネルギー等による発電事業
14	日立ウィンドパワー株式会社	東京都港区	50百万円	85.10%	風力等による発電事業
15	日立サステナブルエナジー株式会社	茨城県日立市	50百万円	85.10%	再生可能エネルギー発電事業
16	Hitachi Capital (UK) PLC	イギリス サリー	10,668 千英ポンド	100.00%	産業機器等のリース並びにクレジット、債権買取、パソコン・家具・家電品等のクレジット
17	Hitachi Capital Vehicle Solutions Ltd.	イギリス パークシャー	1,700 千英ポンド	100.00% (100.00)	自動車・商業車のリース、フリートマネージメント
18	HCIE Limited	アイルランド ダブリン	8,580 千ユーロ	100.00% (100.00)	信用保険等の損害保険の引受、所得補償保険・製品保証保険の引受
19	Hitachi Capital Polska Sp. z o.o.	ポーランド ワルシャワ	50 千ポーランドズロチ	90.00% (90.00)	カーフリートマネージメント事業
20	Hitachi Capital America Corp.	アメリカ コネチカット	48,000 千米ドル	100.00%	情報通信・産業機器・医療機器・トラック等のリース、ローン、在庫金融及びファクタリング
21	Hitachi Capital Canada Corp.	カナダ オンタリオ	25,000 千カナダドル	100.00% (100.00)	情報通信・産業機器・トラック等のリース、ローン、在庫金融及びファクタリング
22	CLE Canadian Leasing Enterprises Ltd.	カナダ ケベック	10,126 千カナダドル	100.00% (100.00)	自動車・ヘルスケア関連機器・建設機械・情報機器・産業機械等のファイナンス事業
23	CLE Leasing Enterprise Ltd.	カナダ オンタリオ	2,750 千カナダドル	100.00% (100.00)	自動車・ヘルスケア関連機器・建設機械・情報機器・産業機械等のファイナンス事業
24	Hitachi Capital (Hong Kong) Ltd.	中国 香港	310,000 千香港ドル	100.00%	情報通信・産業機器等のリース並びにクレジット、自動車・パソコン・家具・住宅機器・家電品等のクレジット

	会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業の内容
25	日立租賃（中国）有限公司	中国 北京	100,000 千米ドル	90.00%	日立グループ向けリース及び公共事業、医療機器、情報機器、産業機器等のリース。その他営業範囲において許可されたファイナンス
26	日立商業保理（中国）有限公司	中国 上海	306,570 千人民元	100.00%	ファクタリング
27	Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd.	シンガポール	126,400 千シンガポールドル	100.00%	情報通信・産業機器等のリース並びにクレジット、パソコン・家具・住宅機器・家電品等のクレジット、新車中古車の販売、リース及び点検・修理
28	Hitachi Capital (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク	100,000 千タイバツ	73.99% (73.99)	情報通信・産業機器、車両等のリース及びクレジット、ファクタリングサービス
29	Hitachi Capital Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア ペナン	15,000 千マレーシアリンギット	75.00% (75.00)	商用車のファイナンス及び情報通信・産業機器等のリース等
30	PT. Arthaasia Finance	インドネシア ジャカルタ	100,000,000 千インドネシアルピア	85.00% (85.00)	商用車・乗用車ファイナンス及び情報通信・産業機器等のリース
31	PT. Hitachi Capital Finance Indonesia	インドネシア ジャカルタ	100,000,000 千インドネシアルピア	70.00% (70.00)	日立グループ向け及び日系企業向けファイナンス並びに建物リース

(注) () 内は間接所有による議決権比率を表しており、内数であります。

<子会社の異動について>

- ①Hitachi Capital Singapore Pte.Ltd. は、2015年4月1日をもって商号を Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd. に変更しました。
- ②Hitachi Capital Insurance Europe Ltd. は、2015年6月9日をもって商号をHCIE Limitedに変更しました。
- ③First Peninsula Credit Sdn. Bhd. は、2015年8月3日をもって商号を Hitachi Capital Malaysia Sdn. Bhd. に変更しました。

- ④当社は、2015年8月24日をもって保有するPT. Arthaasia Financeの株式をHitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd.に譲渡しました。
 - ⑤Corpo Flota Sp. z o. o. は、2015年10月26日をもって商号をHitachi Capital Polska Sp. z o.o.に変更しました。
 - ⑥日立サステナブルエナジー株式会社は、2016年3月1日をもって株式会社日立パワーソリューションズと共同で設立し、当社の連結子会社としました。
 - ⑦日立キャピタル信託株式会社は、2016年4月1日をもってファイナンシャルブリッジ株式会社を吸収合併しました。
 - ⑧Hitachi Capital Vehicle Solutions Ltd. は、2016年4月1日をもって資産および負債の全てをHitachi Capital (UK) PLCへ移管しました。
- (3) 特定完全子会社の状況 (2016年3月31日現在)
該当ありません。

14. 主な借入先及び借入金の状況 (2016年3月31日現在)

当社グループの当期末における主な借入先は、次のとおりであります。

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	204,782百万円
株式会社みずほ銀行	179,217
三井住友信託銀行株式会社	103,592
三菱UFJ信託銀行株式会社	75,268
株式会社三井住友銀行	48,209
農林中央金庫	44,708
株式会社日本政策投資銀行	26,262
Citibank, N. A.	21,673
信金中央金庫	19,500
みずほ信託銀行株式会社	18,997

15. その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2016年5月13日付で、株式会社日立製作所、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJリース株式会社との間で、当社の持続的成長の実現とソリューション提供の強化を目的として、①当社及び三菱UFJリース株式会社間、ならびに、②当該5社の中で、それぞれ業務提携等を行うことについて協議を進めることに合意し、業務提携等に関する基本合意書を締結いたしました。

また、2016年5月13日付で、当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱UFJリース株式会社との間で3社間における資本提携関係に関する事項を定める資本提携契約を締結いたしました。

II 会社の現況

1. 株式に関する事項（2016年3月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 270,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 124,826,552株 |
| (3) 株主数 | 6,870名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日立製作所	68,378,420株	58.50%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,823,000	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,617,000	3.09
株式会社日立ハイテクノロジーズ	2,325,604	1.99
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,434,300	1.23
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,139,700	0.98
CBLDN STANDARD LIFE ASSURANCE LIMITED-PENSION FUNDS	1,054,700	0.90
野村信託銀行株式会社（投信口）	990,900	0.85
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	846,600	0.72
NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S.A. S/A NOMURA MULTI CURRENCY JAPAN STOCK LEADERS FUND	648,900	0.56

- (注) 1. 当社は自己株式7,939,936株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2016年3月31日現在）
該当ありません。
- (2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当ありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2016年3月31日現在)

役 位	氏 名	担当(委員会)	重要な兼職の状況
取締役会長	三 好 崇 司	指名委員 報酬委員	株式会社日立製作所 取締役
取 締 役	三 浦 和 哉	指名委員長 報酬委員長	—
取 締 役	酒 井 健 治	監査委員長	—
取 締 役	津 田 晃	指名委員 監査委員	宝印刷株式会社 取締役 株式会社西島製作所 取締役
取 締 役	葛 岡 利 明	監査委員 報酬委員	株式会社日立製作所 代表執行役 執行役専務
取 締 役	舩 橋 晴 雄	監査委員 報酬委員	シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役 ケネディクス株式会社 監査役 鴻池運輸株式会社 監査役 株式会社パソナグループ 監査役 第一生命保険株式会社 取締役 E P S ホールディングス株式会社 監査役
取 締 役	平 岩 孝 一 郎	指名委員 監査委員	アライドテレシスホールディングス株式会 社 取締役 株式会社アプアコンサルティング 代表取締 役

- (注) 1. 取締役 舩橋晴雄、平岩孝一郎の両氏は、2015年6月23日開催の第58回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
2. 取締役 三好崇司、津田晃、葛岡利明、舩橋晴雄、平岩孝一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役 津田晃、舩橋晴雄、平岩孝一郎の各氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査委員長である酒井健治氏は、長年にわたり株式会社日立製作所及び同社グループ会社において財務経理部門の要職を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

<社外取締役に関する事項>

社外取締役 三好 崇司

- ① 株式会社日立製作所 取締役を兼任しております。同社は当社の親会社であり、当社との関係につきましては、「I 当社グループの現況に関する事項 13. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。
- ② 当期における取締役会への出席率は100%となっており、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び経理・財務に係る深い専門知識に基づき、有益な発言を行っております。

社外取締役 津田 晃

- ① 宝印刷株式会社 取締役、株式会社西島製作所 社外取締役を兼任しております。
上記2社と当社との間に、特別の関係はありません。
- ② 当期における取締役会への出席率は100%、監査委員会への出席率は100%となっており、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び金融、資本市場に係る深い専門知識に基づき、有益な発言を行っております。

社外取締役 葛岡 利明

- ① 株式会社日立製作所 代表執行役 執行役専務を兼任しております。同社は当社の親会社であり、当社との関係につきましては、「I 当社グループの現況に関する事項 13. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。
- ② 当期における取締役会への出席率は100%、監査委員会への出席率は100%となっており、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び法務・コンプライアンスに係る深い専門知識に基づき、有益な発言を行っております。

社外取締役 船橋 晴雄

- ① シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役、ケネディクス株式会社 社外監査役、鴻池運輸株式会社 社外監査役、株式会社パソナグループ 社外監査役、第一生命保険株式会社 社外取締役、EPSホールディングス株式会社 社外監査役を兼任しております。

上記6社と当社との間に、特別の関係はありません。

- ② 当期における取締役会への出席率は87%、監査委員会への出席率は80%となっており、行政や経営における豊富な経験と高度な見識に基づき、有益な発言を行っております。

社外取締役 平岩 孝一郎

- ① アライドテレシスホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社アップコンサルティング 代表取締役を兼任しております。

上記2社と当社との間に、特別の関係はありません。

- ② 当期における取締役会への出席率は100%、監査委員会への出席率は100%となっており、経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び金融に係る深い専門知識に基づき、有益な発言を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 三好崇司、酒井健治、津田晃、葛岡利明、船橋晴雄、平岩孝一郎の各氏との間で、会社法427条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に従い決定される額を限度額とする責任限定契約を締結しております。

また、取締役 三浦和哉氏との間では、同氏の代表執行役執行役社長退任の後、2016年4月1日付で同内容の責任限定契約を締結しております。

(3) 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

- ① 監査委員長である酒井健治氏を常勤の監査委員に選定しております。
- ② 常勤の監査委員に対しては、監査の環境の整備及び社内の情報の収集並びに業務の適正を確保するための体制等の整備及び運用の状況を日常的に監視し検証することを期待し、これを置くこととしております。

(4) 執行役 (2016年3月31日現在)

役 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表執行役 執行役社長	三 浦 和 哉	統括	—
執行役専務	木住野 誠一郎	経営戦略統括本部長、スマートトランスフォーメーション統括本部長、財務ソリューション事業本部、CSR推進委員会	—
執行役専務	小 島 喜代志	営業統括本部副本部長	Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd. Managing Director
執行役専務	川 部 誠 治	営業統括本部長、サービス事業本部長、アカウント事業本部、法人事業本部、ライフソリューション事業本部、グローバル地域事業本部、Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd.	—
執行役常務	戸 沢 広 則	営業統括本部副本部長、ASEAN地域担当、中国地域担当	—
執行役常務	西 田 政 夫	リスクマネジメント統括本部長、リスクマネジメント委員会、J-SOX委員会、投資・商品企画促進委員会	—
執行役常務	菅 原 明 彦	人財統括本部長、スマートトランスフォーメーション統括本部副本部長、危機管理委員会、賞罰委員会、人権啓発推進委員会、人財・教育委員会	—
執行役常務	片 岡 淳	アカウント事業本部長、環境推進委員会	—
執 行 役	白 井 千 尋	営業統括本部副本部長、欧州地域担当、米州地域担当、サービス事業本部副本部長	Hitachi Capital America Corp. Chairman & CEO
執 行 役	大 橋 芳 和	財務本部長、年金委員会	—

(注) 代表執行役執行役社長 三浦和哉氏は、2016年3月31日をもって退任しました。

なお、2016年4月1日をもって執行役の変更及び職制改正を行い、新たな執行体制は次のとおりとなりました。

役 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表執行役 執行役社長	川 部 誠 治	統括	—
代表執行役 執行役副社長	木住野 誠一郎	経営基盤強化統括本部長、輸出管理委員会、CSR推進委員会	—
執行役専務	戸 沢 広 則	営業統括本部長(グローバル4極担当)、ビークルソリューション戦略本部	—
執行役専務	小 島 喜代志	営業統括本部副本部長、ASEAN地域担当	Hitachi Capital Asia Pacific Pte.Ltd. Managing Director
執行役専務	菅 原 明 彦	経営基盤強化統括本部人財本部長、スマートトランスフォーメーション本部長、危機管理委員会、賞罰委員会、人権啓発推進委員会、人財教育委員会	—
執行役常務	西 田 政 夫	経営基盤強化統括本部リスクマネジメント本部長、ERM委員会、J-SOX委員会、投資・商品企画促進委員会	—
執行役常務	片 岡 淳	営業統括本部副本部長、日本地域担当、アカウント事業本部長、環境・エネルギー事業本部長、環境推進委員会	—
執行役常務	白 井 千 尋	営業統括本部副本部長、米州地域担当、ビークルソリューション戦略本部副本部長	Hitachi Capital America Corp. Chairman & CEO
執 行 役	大 橋 芳 和	経営基盤強化統括本部財務本部長、営業統括本部欧州地域担当、年金委員会	—
執 行 役	安 栄 香 純	営業統括本部法人事業本部長、サービス事業本部長	—

- (注) 1. 執行役専務 川部誠治氏は、2016年4月1日をもって代表執行役執行役社長に就任しました。
2. 執行役専務 木住野誠一郎氏は、2016年4月1日をもって代表執行役執行役副社長に就任しました。
3. 執行役常務 戸沢広則、菅原明彦の両氏は、2016年4月1日をもって執行役専務に就任しました。
4. 執行役 白井千尋氏は、2016年4月1日をもって執行役常務に就任しました。
5. 安栄香純氏は、2016年4月1日をもって新たに執行役に就任しました。

(5) 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等		合 計
		月 額 報 酬	期末手当または 業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (5)	58 百万円 (38)	8 百万円 (5)	67 百万円 (44)
執 行 役	10	314	122	436
合 計	16	373	130	503

- (注) 1. 取締役の人数には、執行役を兼任する取締役1名を含んでおりません。
2. 上記のほか社外取締役が当社の親会社又はその子会社から当期中に受けた役員報酬等の総額は124百万円であります。

4. 取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めています。

(2) 方針の概要

① 取締役・執行役に共通する事項

取締役・執行役の報酬は、同業他社を含む市場水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を設定します。

② 取締役の報酬

取締役の報酬は、月額報酬及び期末手当からなります。

- ・月額報酬は、原則として各取締役の役割と職責を考慮して決定します。
- ・期末手当は、月額報酬の1.5か月分を基準として支払うものとしませんが、会社の業績により減額することがあります。

なお、執行役を兼任する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

③ 執行役の報酬

執行役の報酬は、月額報酬及び業績連動報酬からなります。

- ・月額報酬は、原則として役位ごとの役割と職責を考慮した役位別金額とします。
- ・業績連動報酬は、短期のみならず、中長期的な企業価値向上をめざし、年収の概ね4割となる水準で基準額を定め、会社業績及び各執行役が担当する部門の業績、個人の目標達成度に応じて一定の範囲内で決定します。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

項 目	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	86百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	140百万円

- (注) 1. 監査委員会は、会計監査人が提出した監査計画の内容及び監査時間等を勘案した結果、当事業年度の報酬等の額は相当であると判断し、これに同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の国内子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
4. 当社の海外子会社は、新日本有限責任監査法人以外の監査法人による計算関係書類の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、海外子会社を対象としたリスク評価の対応支援業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

<解任>

- ① 監査法人である会計監査人が、公認会計士法第34条の21第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から計算書類の監査に関する業務の全部若しくは一部の停止、又は解散を命じられた場合、当該命令により会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事由に該当することとなるため、会計監査人は退任します。
- ② 内閣総理大臣による業務の全部若しくは一部の停止、又は解散の命令が行われることが合理的に予想される等の事情により、会計監査人が会社法第340条第1項第1号又は第2号に定める事由に該当すると監査委員会が判断

したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定します。

- ③ 上記②において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査委員の全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

<不兼任>

- ① 監査法人である会計監査人が、その社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。
- ② 会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることを確保できないと判断したときは、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分の内容

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(2016年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当ありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけており、健全な財務体質を維持し、持続的な成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

また、次の方針を加えて利益還元を行っております。

- ① 金融サービス会社として事業を遂行するために必要な自己資本を確保します。
- ② 親会社所有者帰属持分配当率及び総配当性向を基準として配当金額を決定します。

(2) 自己株式の取得

自己株式の取得については、配当を補完する株主への利益還元策として、財務体質の維持・事業計画に基づく資金需要・市場の環境等を総合的に判断し、配当政策と整合的な範囲において実施いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会の決議の概要

(1) 監査委員会の職務の執行のため、次の体制を整備します。

- ① 各委員会の職務を補助するために取締役室をおき、取締役室に監査委員会の職務を補助する使用人をおきます。
- ② 監査委員会の職務を補助する使用人は執行役の指揮命令に服さず、人事異動・懲戒・評価・報酬等については事前に監査委員会の同意を得ることとします。
- ③ 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査委員会の要求がある場合又は特に重要な事項がある場合、監査委員会に報告しなければならないこととし、当該報告を行なった者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱をすることを禁止します。また、監査委員は、重要な会議に出席することができます。
- ④ 監査委員の職務に関する費用等の処理は取締役室が担当し、取締役室は、

当該費用等が当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれを処理します。

- ⑤ 監査委員会は、執行役及び重要な使用人からの定期的な事業の状況に関する聴取、執行役社長及び会計監査人との報告・意見交換会、顧問弁護士及び会計監査人からの意見聴取、子会社を含めた事業所等の往査等を行います。
- ⑥ 監査委員会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行います。また、会計監査人との監査契約は、監査委員会の事前承認を必要とします。

(2) 当社グループの業務の適正を確保するため、次の体制を整備します。

- ① 当社は、次に記載の経営管理システムを用いて、当社グループの業務が法令及び定款に適合することを確保しています。
 - ア 当社グループ共通の「コンプライアンス方針」を制定し、これに基づく規則を運用します。
 - イ 当社グループにおける違法又は不適切な行為を当社コンプライアンス統括部署又は社外弁護士へ通報できる内部通報制度を設けるとともに、通報者に対し、当該通報を理由として不利益な取扱をしません。
 - ウ 反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するため、規則・体制等の整備と外部専門機関との連携を強化するなど管理・監視体制を構築します。
 - エ 社内規則をシステムに掲示し、周知徹底します。
 - オ 個人情報管理、輸出管理等、法令遵守活動を行う各種の組織を設置します。
 - カ 業法、消費者保護関連法令で定める一定の有資格者として適切な人材を確保・育成し、職能に応じ適正な人員配置を行います。
 - キ 定期および随時の内部監査を実施します。子会社に対しては、当社監査室が直接これを実施します。
- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内規則に定めます。
- ③ 重要事項につき多面的検討を行なうため執行役会を設置します。また、執行役及び使用人が共有する長期的、中期的な目標、年度計画、予算を定め、

この達成に向けて、執行役は、具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、その達成状況を取締役に定期的に報告します。

- ④ 当社グループの事業推進に伴うリスクを管理するため、当社グループは、当社取締役会で決議した「リスクマネジメント方針」に従い、規則等の制定、研修の実施、マニュアルの配布等を行います。また、リスクを統合的に管理するため、当社にリスク統括部署を設置するとともに、リスク管理に係る活動状況及び全社的なリスクへの対応については、執行役会において横断的に検討し、必要に応じて取締役会へ報告します。また、新たなリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる執行役を定めま
- ⑤ 子会社各社は、業績その他の職務執行につき定期的又は随時に当社に報告します。
- ⑥ 当社役職員を子会社各社の取締役および監査役として派遣します。
- ⑦ 当社グループは、日立グループとしてのCOSOフレームワークに基づく内部統制システムの整備運用、グループ監査の受入れ、日立グループCSR活動等により、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保します。
- ⑧ 親会社および子会社との取引は、事業上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格により行い、適正取引を確保します。

8. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当社は、取締役会決議に基づき、内部統制体制の整備に努めています。

① コンプライアンスに関する事項

当社グループは、「コンプライアンス方針」に基づき、毎年度ごとにコンプライアンスに関する具体的方針・施策である「コンプライアンス・プログラム」を策定のうえ、実施しています。

当期における施策のうち、指導・教育については、役員を対象とするコンプライアンス研修を1回実施し、使用人に対して、総合的なコンプライアンス教育を行うほか、各種業法等、業務に関連する事項に関する社内研修プログラムを継続的に実施しました。

内部通報については、社内規程に則った運用が為されました。

反社会的勢力への対応については、社内規程に則り、お客様からの誓約書の取得、必要な調査等、継続的な対応を行いました。

② 損失の危険の管理に関する事項

リスクマネジメント関連事項に関する統合的な審議・調査機関として、「ERM (Enterprise Risk Management) 委員会」を設置し、定期的開催のうえ、報告・議論・対応策の立案等を行いました。また、営業取引の審査に関しては、社内規程に則り、金額等を考慮した基準に従い審査部門その他の機関において審査承認しています。

③ 執行役の職務の執行の効率性確保に関する事項

当期においては、執行役会を16回開催し、重要事項について検討を行いました。また、執行役と使用人が目標を共有し、その達成を促進するために、中期経営計画、予算方針等について、執行役が使用人と直接議論する場である「コミュニケーションロードショー」を5ヶ国5箇所において28回開催しました。

④ 監査委員会の職務の執行の実効性確保に関する事項

監査委員は、当社及び子会社の役員及び重要な使用人から随時情報収集するとともに、重要な会議に出席しています。当期においては、監査委員会は13回開催され、監査委員は、子会社24社に往査しました。また、当社監査委員と子会社の監査役の情報共有・連携を目的とした「グループ監査役協議会」を定期的実施し、当期においては、4回実施されました。

9. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

金融サービス会社である当社にとって信用力と資金調達の多様化は最も重要なことであり、なканずく資本市場からの評価と調達はその基本というべきものと考えております。

従って、当社は株式の上場を通じて投資家、株式市場から、将来の成長のための資本の提供をいただくとともに日々評価されることを通じて、より緊張感のある経営を実践することが、当社の企業価値増大のためにきわめて重要であると認識しております。

一方、「モノ」を専門とする金融サービスを標榜する当社は、親会社である株式会社日立製作所及び同社グループ各社が有する多業態の販売力や商品ルート等の経営資源を相互に有効活用することによりビジネスの基盤をつくり、さらに外延に展開させることによって、広く多方面の提携先やお客様のお役にたつことを目指し経営を進めております。

当社としては、これらの認識を踏まえ企業統治の体制確立や経営計画の策定に取り組み、親会社のみならず広く株主全般の利益の確保に努めてまいります。

10. 親会社等との取引に関する事項

- ① 親会社等との取引については、社内規程において以下の取扱いとする旨を定め、当社の利益を害さない取引条件としています。
 - ・他の取引先と同様の市場価格を考慮した一般的取引条件によること
 - ・一定金額以上の取引は本社審査部署等による承認を要するものとし、取締役会に報告すること
- ② 取締役会は、親会社等との取引に係るプロセスに関する社内体制及び取締役会への具体的報告内容を総合的に検証した結果、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨表示しております。

連結財政状態計算書 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び現金同等物	157,091	買掛金及びその他の営業債務	228,989
売掛金及びその他の営業債権	1,358,973	借入金及び社債等	2,341,683
ファイナンス・リース債権	1,054,180	未払金	20,492
その他の金融資産	61,601	その他の金融負債	58,724
オペレーティング・リース資産	341,296	未払法人所得税	4,494
持分法で会計処理されている投資	20,254	退職給付に係る負債	9,540
その他の有形固定資産	20,162	繰延税金負債	1,839
その他の無形資産	12,165	その他の負債	67,878
繰延税金資産	17,950	負債合計	2,733,641
その他の資産	37,524		
		(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	
		資本金	9,983
		資本剰余金	45,828
		利益剰余金	289,745
		その他の包括利益累計額	4,280
		自己株式	△14,334
		親会社の所有者に帰属する持分合計	335,503
		非支配持分	12,056
資産合計	3,081,201	資本金合計	347,559
		負債・資本合計	3,081,201

連結損益計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

売 上 収 益	365,354
売 上 原 価	<u>235,340</u>
売 上 総 利 益	<u>130,014</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	84,783
そ の 他 の 収 益	82
そ の 他 の 費 用	421
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	<u>1,775</u>
税 引 前 当 期 利 益	<u>46,667</u>
法 人 所 得 税 費 用	<u>13,051</u>
当 期 利 益	<u>33,615</u>
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	32,694
非 支 配 持 分	920
1 株 当 た り 当 期 利 益	
親会社の所有者に帰属する1株当たり	
当期利益 (基本的・希薄化後)	279.71円

連結持分変動計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益累計額	自己株式			
当期首残高	9,983	45,823	265,152	18,597	△14,333	325,223	11,607	336,830
当期変動額								
当期利益			32,694			32,694	920	33,615
その他の包括利益				△13,646		△13,646	△403	△14,049
当期包括利益			32,694	△13,646		19,048	516	19,565
親会社の所有者に対する配当金			△8,766			△8,766		△8,766
非支配持分に対する配当金							△209	△209
自己株式の取得					△1	△1		△1
自己株式の処分		0			0	0		0
利益剰余金への振替				△664		△664		△664
その他の包括利益累計額からの振替			664			664		664
非支配持分との資本取引		5		△6		△1	142	141
当期変動額合計	—	5	24,592	△14,316	△1	10,280	449	10,729
当期末残高	9,983	45,828	289,745	4,280	△14,334	335,503	12,056	347,559

〔個別〕損益計算書（自 2015年4月1日
至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

営	業	収	益		
事	業	収	益	39,824	
金	融	収	益	7,370	47,194
営	業	費	用		
販	費	及	一	25,536	
金	融	費	用	5,573	31,110
営	業	利	益		16,084
営	業	外	収		
固	定	資	産	0	0
営	業	外	費		
固	定	資	産	40	
固	定	資	産	9	
そ		の		1	51
経	常	利	益		16,032
特	別	利	益		
投	資	有	価	993	993
特	別	損	失		
関	係	会	社	288	
減	損	損	失	61	
そ		の		2	352
税	引	前	当		16,673
法	人	税、	住	1,143	
法	人	税	等	3,453	4,596
当	期	純	利		12,077

〔個別〕株主資本等変動計算書（自 2015年4月1日
至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備	そ の 他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
		資 本 準 備	そ の 他 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
2015年4月1日残高	9,983	44,535	—	44,535	2,389	184,065	8,647	195,102	
会計方針の変更による累積的影響額							529	529	
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,983	44,535	—	44,535	2,389	184,065	9,176	195,631	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△8,766	△8,766	
当期純利益							12,077	12,077	
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	3,311	3,311	
2016年3月31日残高	9,983	44,535	0	44,535	2,389	184,065	12,487	198,942	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2015年4月1日残高	△14,333	235,287	5,647	△28	5,619	240,907
会計方針の変更による累積的影響額			529			529
会計方針の変更を反映した当期首残高	△14,333	235,816	5,647	△28	5,619	241,436
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△8,766				△8,766
当期純利益		12,077				12,077
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△780	28	△752	△752
事業年度中の変動額合計	△1	3,310	△780	28	△752	2,557
2016年3月31日残高	△14,334	239,127	4,866	—	4,866	243,994

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月23日

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川部 誠 治 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 幸 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内藤 哲 哉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤 謙	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日立キャピタル株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日立キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2016年5月23日

日立キャピタル株式会社

執行役社長 川 部 誠 治 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辻 幸 一 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 藤 哲 哉 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 謙 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日立キャピタル株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、社債発行費について、従来支出時に全額費用として処理していたが、当事業年度より社債の償還までの期間にわたり利息法によって償却する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第59期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の関連する部署等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、現地において子会社の取締役及び監査役並びに会計監査人等と情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について詳細な報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月23日

日立キャピタル株式会社 監査委員会

監査委員（常勤） 酒 井 健 治 ㊞

監査委員 津 田 晃 ㊞

監査委員 葛 岡 利 明 ㊞

監査委員 舩 橋 晴 雄 ㊞

監査委員 平 岩 孝 一 郎 ㊞

(注) 監査委員津田晃、葛岡利明、舩橋晴雄、平岩孝一郎の4名は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上